

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第5号

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合消防職員貸与品貸与規則（平成24年北上地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
（貸与品の貸与） 第3条 [略] 2・3 [略] 4 職員が満年齢60歳に達する年度においては、貸与品の貸与はしないものとする。					（貸与品の貸与） 第3条 [略] 2・3 [略]						
別表（第2条関係） 消防職員貸与品					別表（第2条関係） 消防職員貸与品						
品目		採用時貸与数	使用期間（年）	その他貸与時期		品目		採用時貸与数	使用期間（年）	その他貸与時期	
帽子	[略]				帽子	[略]					
制服	制服上衣	1	10			制服	制服上衣	1	10	昇任時の申請により貸与	
	制服ズボン	1	10				制服ズボン	1	10	昇任時の申請により貸与	
	制服スカート（女）	1	10			[略]					
	[略]						盛夏服ズボン	1	10		
	盛夏服ズボン	1	10			[略]					
	盛夏服スカート（女）	1	10			防火服	[略]				
	[略]						活動服	[略]			
防火服	[略]				活動服	活動服上衣（冬）	2	3			
活動服	活動服上衣（冬）	2	3			活動服ズボン（冬）	2	2			
	活動服ズボン（冬）	2	3			活動服上衣（夏）	2	2			
	活動服上衣（夏）	2	3			活動服ズボン（夏）	2	2			
	活動服ズボン（夏）	2	3			活動服ベルト	1	3			
	活動服ベルト	1	5			救助服	救助服上衣	2	1		
救助服	救助服上衣	2	2								

	救助服ズボン	2	<u>2</u>			救助服ズボン	2	<u>1</u>		
	救助服ベルト	1	<u>5</u>			救助服ベルト	1	<u>3</u>		
	[略]					[略]				
救急服	救急服上衣 (冬)	2	<u>3</u>		救急服	救急服上衣 (冬)	2	<u>2</u>		
	救急服ズボン (冬)	2	<u>3</u>			救急服ズボン (冬)	2	<u>2</u>		
	救急服上衣 (夏)	2	<u>3</u>			救急服上衣 (夏)	2	<u>2</u>		
	救急服ズボン (夏)	2	<u>3</u>			救急服ズボン (夏)	2	<u>2</u>		
	救急服用ベルト	<u>1</u>	<u>3</u>							
	替え襟 (2枚)	<u>2</u>	<u>1</u>							
	肩章	<u>2</u>	<u>2</u>							
	[略]					[略]				
靴	[略]				靴	[略]				
	防火衣用長靴	1	<u>3</u>			防火衣用長靴	1	<u>5</u>		
	[略]					[略]				
	ブーツ (女)	1	3			パンプス (女)	1	3		
	登山靴	1	<u>3</u>			登山靴	1	<u>5</u>		
手袋	ケブラー手袋	1	<u>3</u>		手袋	ケブラー手袋(耐水性)	<u>1</u>	<u>2</u>		
	[略]					[略]				
外套	[略]				外套	[略]				
その他	[略]				その他	[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。										
附 則										
この規則は、令和3年4月1日から施行する。										